

伊丹市立北部学習センター及び伊丹市立図書館北分館の
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立北部学習センター及び伊丹市立図書館北分館の指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市中野北3丁目1番41号

名 称 特定非営利活動法人まちづくりステーションきらめ
き

代表者 理事長 永島 健一

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成15年11月21日

2 資産の総額

16,296,381円

3 構成員数

役員数 11名（理事9名，監事2名）

職員数 24名（臨時職員12名含む）

4 目的

21世紀を担う青少年及び一般市民に対して，文化，芸術，スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供することによって，青少年の健全な育成を図るとともに，市民が生涯，健康で明るい生活を，市民参加のもと，地域に根ざしたコミュニティの創造を図ることにより，誰もが，自分らしく輝いて生きることのできるまちづくりに寄与すること。

5 特定非営利活動の種類

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

6 特定非営利活動に係る事業の種類

- (1) 青少年に対する総合学習支援事業
- (2) 地域住民に対する生きがい作り，社会参加を推し進める文化交流事業
- (3) 公共施設，センター等管理運営・受託事業
- (4) まちづくりに関する調査研究，広報，提言事業